

高松港海面清掃業務仕様書

1 業務の目的

港湾法第 12 条第 1 項第 2 号に基づき、高松港港湾区域内の水域を良好な状態で維持するため、県が所有する海面清掃船「みずきⅡ」（以下「清掃船」という。）を運航し、当該水域にある海上漂流物等を回収する。

2 業務名

高松港海面清掃業務

3 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 作業内容

- (1) 年間 100 日、清掃船を運航し、高松港港湾区域内における海上漂流物等の回収を行う。原則、運航時間は午前 9 時から午後 4 時までの間とする。
- (2) 回収した海上漂流物等は、荷揚作業終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物の収集運搬を行い、適正に処分するものとする。また、受託者は、荷揚作業を行う際に使用した港湾施設の清掃を実施するものとする。
- (3) 海面清掃を実施するに当たり、海面清掃船「みずきⅡ」を適正に使用、維持管理すること。

5 清掃船の使用、維持及び管理

- (1) 委託者は、受託者に清掃船を契約期間中無償で貸付するものとする。
- (2) 受託者は、委託者との間で、清掃船について「物品貸付契約」を締結するものとする。
- (3) 受託者は、清掃船の日常的な維持管理業務（消耗品の取替等、軽微な修繕を含む。）を行うものとする。なお、清掃船の大規模な修繕を必要とする事態が生じたときは、速やかに委託者に申し出て、その指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、使用船舶の運航に当たっては、関係する法令・規則等を遵守し、船内の整頓に注意を払うものとする。また、使用船舶の設備等については、細心の注意を払い、使用、維持管理するものとする。

6 基本要件

- (1) 高松港内に清掃船の係留場所を確保し、清掃船の日常的な維持管理ができること。
- (2) 二級小型船舶操縦士以上の免許を保持する者を従事者として 2 名確保し、清掃船を安全に運航できること。なお、従事者は船員法に適応した船員であること。
- (3) 受託者は、本業務で回収する海上漂流物等を収集運搬できる廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業について許可を得ていること。

7 業務報告書

受託者は、業務実施日における業務の成果報告書を作成し、委託者に一部提出すること。

なお、委託者は、必要に応じて、本業務に係る書類の提出や履行状況の報告を求めることができる。受託者は、その求めに協力しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に関し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 運航に当たっては、小型船の構造及び機能等に習熟のうえ行うこと。
- (3) 業務の全部を一括して、第三者に委託することは禁止する。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたり、支障となる故障、事故等の不測の事態が生じ、または生じる恐れがある場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。
- (6) 委託者は、受託者が行う業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、その方法の変更を求めることができる。また、受託者はこれに従わなければならない。
- (7) 受託者は、業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。
- (8) 受託者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員等を確保し、業務に支障をきたさぬよう努めるものとする。
- (9) 業務の履行において関係機関への許可申請、届出等が必要な場合は、受託者が遅滞なく適切に行うこと。
- (10) 受託者は、賠償責任の履行の確保のため、自己の負担により保険に加入するものとする。保険に加入したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を遅滞なく委託者に提出するものとする。
- (11) その他詳細については、本事業に係る契約時に別途協議する。
- (12) 本仕様書に定めのないものについては、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。